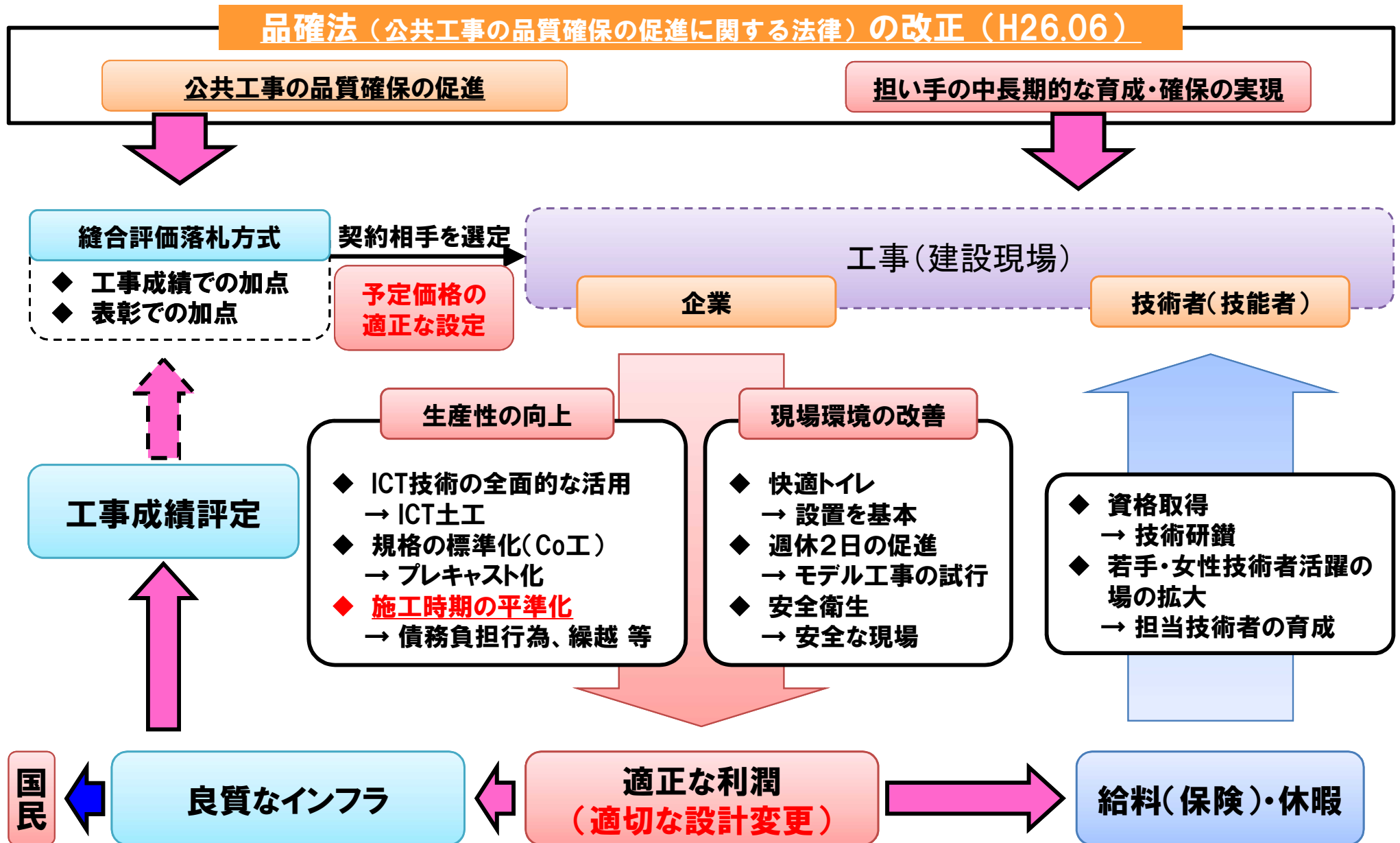


建設業における担い手確保に向けた働き方改革

品確法に基づく建設生産システム



建設業界における働き方改革のとりくみ(令和3年度)

担い手の確保

魅力ある建設業の実現

働き方改革

生産性向上

実現のために

○良質な社会資本の持続的な整備・管理

「基本的な考え方」

<3本柱>

- I 国民の安全・安心の確保
- II 持続的な経済成長の実現
- III 豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり

※国土交通省の「令和3年度予算の基本方針」より

「社会資本整備のあり方」

- 社会資本の整備は未来への投資
- 質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継ぐ

- 必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保
- 施工時期等の平準化(国庫債務負担行為の活用等)
- 非接触・リモート型の新技術の導入、i-Constructionの推進
- 建設キャリアアップシステムの普及(試行工事の実施等)
- 週休2日の実現等の働き方改革(適正な工期設定等)

さらに、

ポストコロナの「新たな日常」の実現

○感染症拡大防止
○社会経済活動の
両立

インフラ分野のDX推進

新3Kを実現するための北陸地整における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、北陸地方整備局において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□ 公共工事設計労務単価の改訂

- 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で1.2%の増
- 北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で0.8%の増
- 設計労務単価の上昇が賃金水準の向上という好循環に繋がるよう、引き続き公共事業労務費調査を実施
- 施工合理化調査などの調査を通じて、北陸がトップランナーを走る砂防工など標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

□ CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木（WTO対象工事）において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。

＜R2年度の発注実績＞

- ✓ 義務化モデル工事：1件
- ✓ 活用推奨モデル工事：1件

休暇

□ 週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- R3年度は原則全ての工事を「週休2日発注者指定工事」として公告。
- さらに、発注者協議会を通じて、第2・第4土曜日の統一現場閉所の取組を進め、国・自治体・NEXCOなどn発注機関が連携して週休2日に取組。

□ 適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。

＜主な内容＞

- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
- ✓ 余裕期間制度の原則活用
- ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□ インフラ分野のDX

- インフラ分野のDXを推進し、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革。
- 具体には、遠隔臨場の活用、AIを活用した熟練技能の継承などを推進。

□ i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- その他、BIM/CIM活用、規格の標準化（プレキャストの活用）、施工時期の平準化、新技術の活用などを推進。

□ 誇り・魅力・やりがいの醸成

- 工事書類の簡素化・削減をさらに進めることで、限られた時間を有効に活用、若手技術者の育成。
- 専任技術者制度、特例監理技術者制度（補佐制度）の充実。
- 表彰制度により、若手技術者のモチベーション向上

★総合評価や成績評定におけるインセンティブやペナルティによって取組を推進

◇令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で1.2%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で0.8%の増

[全国全職種単純平均 25,356円(対前年度比 +1.2%増 295円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

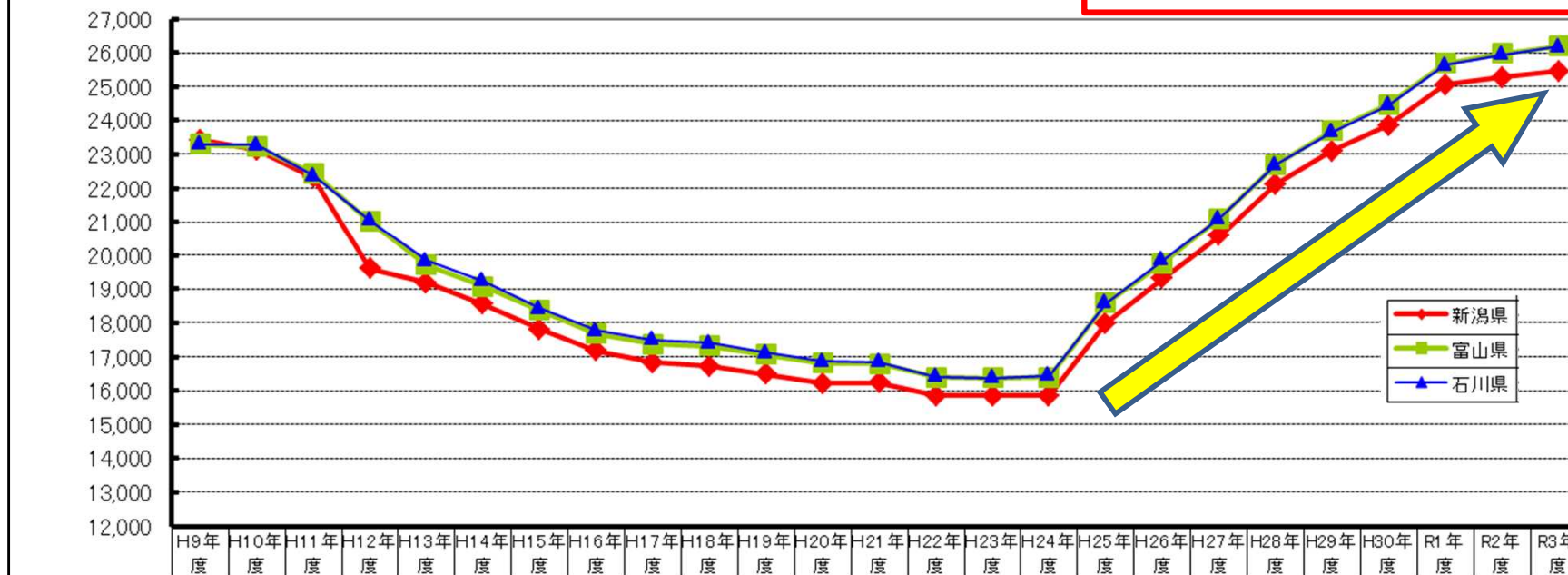
新潟県 25,453円(対前年度比 +0.7%増 188円増)
富山県 26,202円(対前年度比 +0.9%増 226円増)
石川県 26,170円(対前年度比 +0.9%増 224円増)

[3県平均 25,942円(対前年度比 +0.8%増 213円増)]

注)公共工事設計労務単価表(R3.2.19公表)から平均値を算出。

令和3年度公共工事設計労務単価の推移
51職種

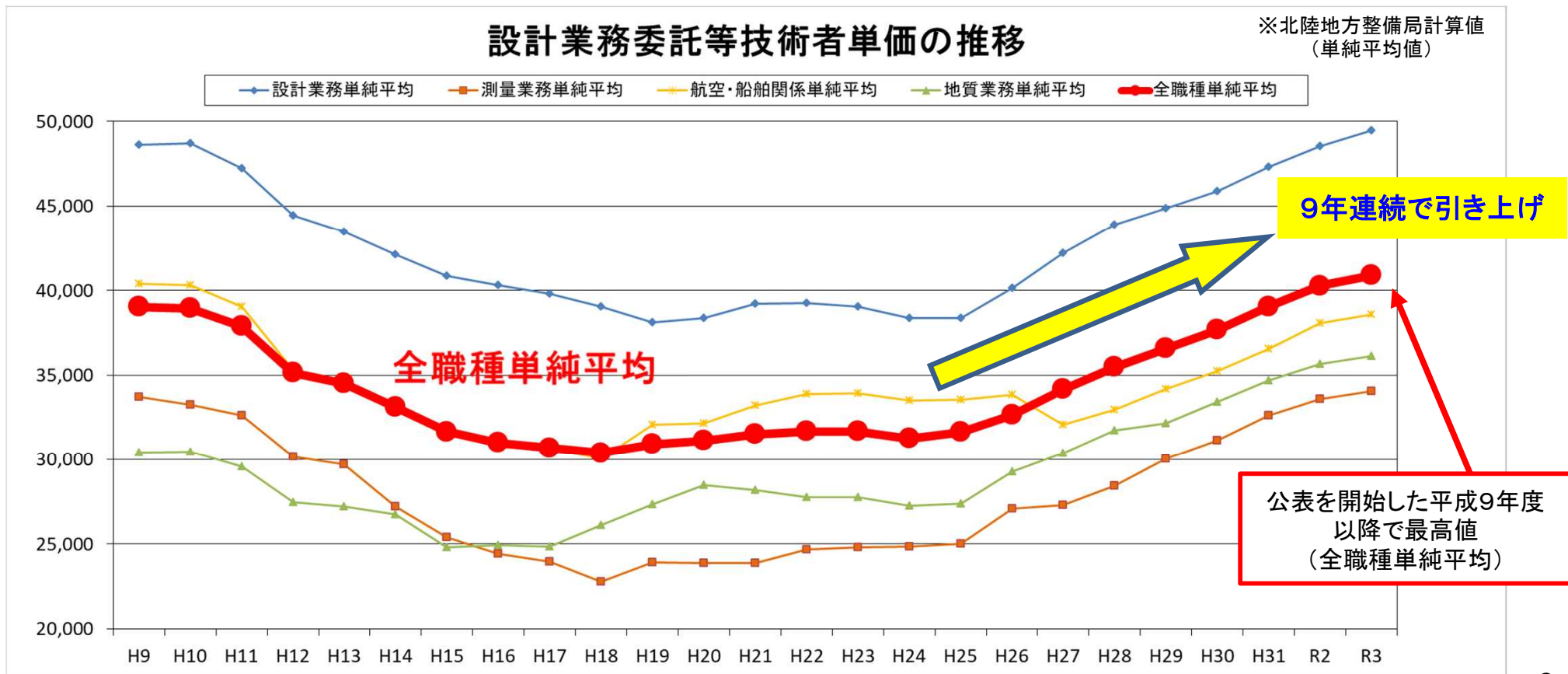
新型コロナウイルスの影響を踏まえた
特別措置を実施し9年連続の上昇



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
 ※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
 ※令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度はコロナ禍の特別措置として、前年度を下回った単価については、令和2年度単価を引き続き適用する

◇令和3年3月から適用する設計業務委託等技術者単価は、前回改定と比較し業種平均で1.6%の増

全職種単純平均	40,890円(前年度比 +1.6%増 630円増)
設計業務単純平均	49,471円(前年度比 +1.9%増 928円増)
測量業務単純平均	34,040円(前年度比 +1.3%増 440円増)
航空・船舶関係業務単純平均	38,580円(前年度比 +1.3%増 500円増)
地質業務単純平均	36,133円(前年度比 +1.3%増 466円増)



[公表単価に占めるコロナ特別措置対象単価の割合]

全国

全 国 45職種(公表) 19職種(コロナ特別措置)・・・42%(コロナ特別措置職種数÷公表職種数)

北陸3県

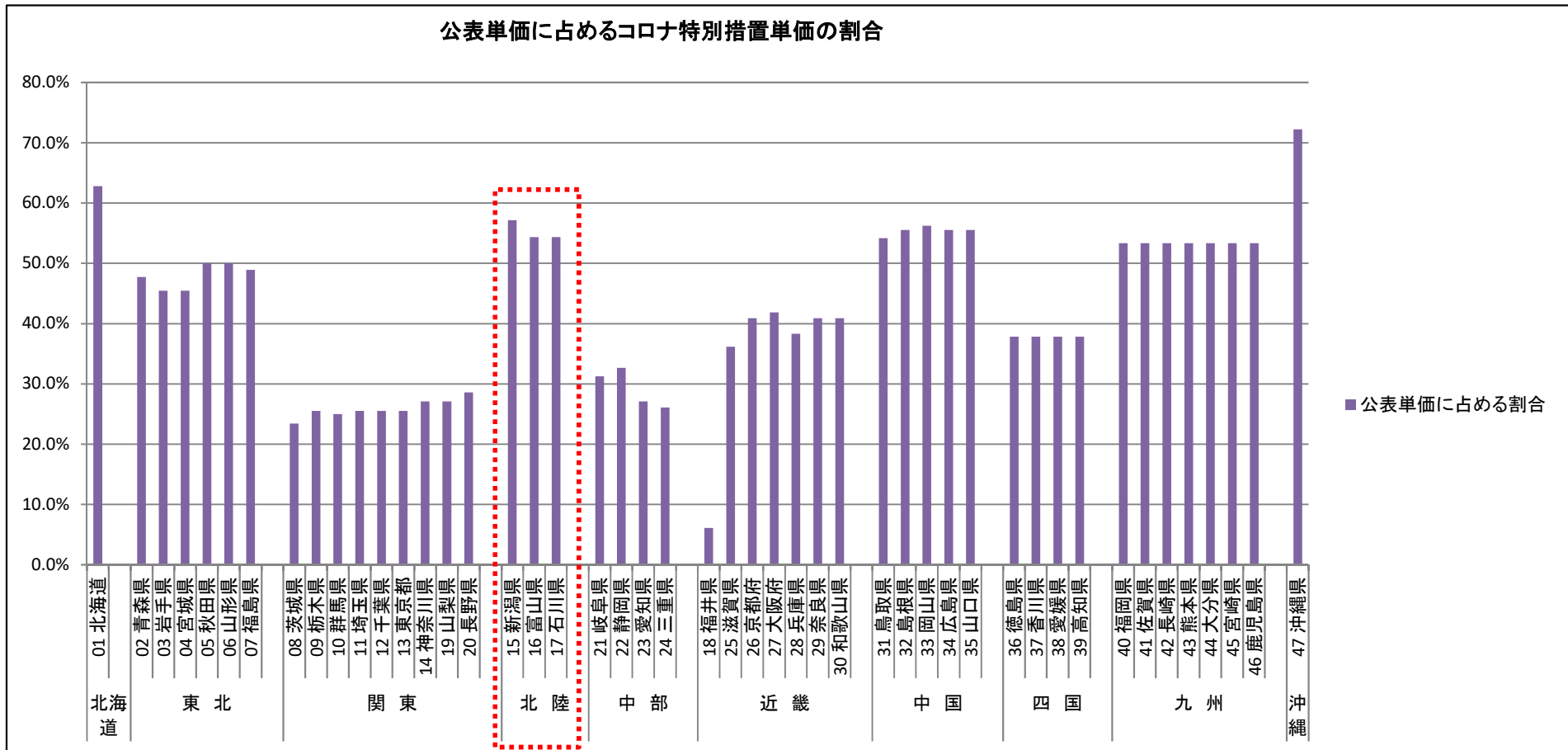
新潟県 49職種(公表) 28職種(コロナ特別措置)・・・57%(全国3位)

富山県 46職種(公表) 25職種(コロナ特別措置)・・・54%(全国8位)

石川県 46職種(公表) 25職種(コロナ特別措置)・・・54%(全国8位)

※有効標本数が確保できない単価は、労務単価として設定されないことから、各県で公表職種数にバラツキがある。

注)公共工事設計労務単価表(R3.2.19公表)から該当職種数をカウントしている。



令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価(特別措置単価の割合②)

給与

[主要12職種(※)に占めるコロナ特別措置対象単価の割合]

全国

全国 12職種 4職種(コロナ特別措置)・・・33%(コロナ特別措置職種数÷12職種数)

北陸3県

新潟県 12職種 7職種(コロナ特別措置)・・・58%(全国2位) ※特殊作業員、普通作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、型枠工、交通誘導警備員A

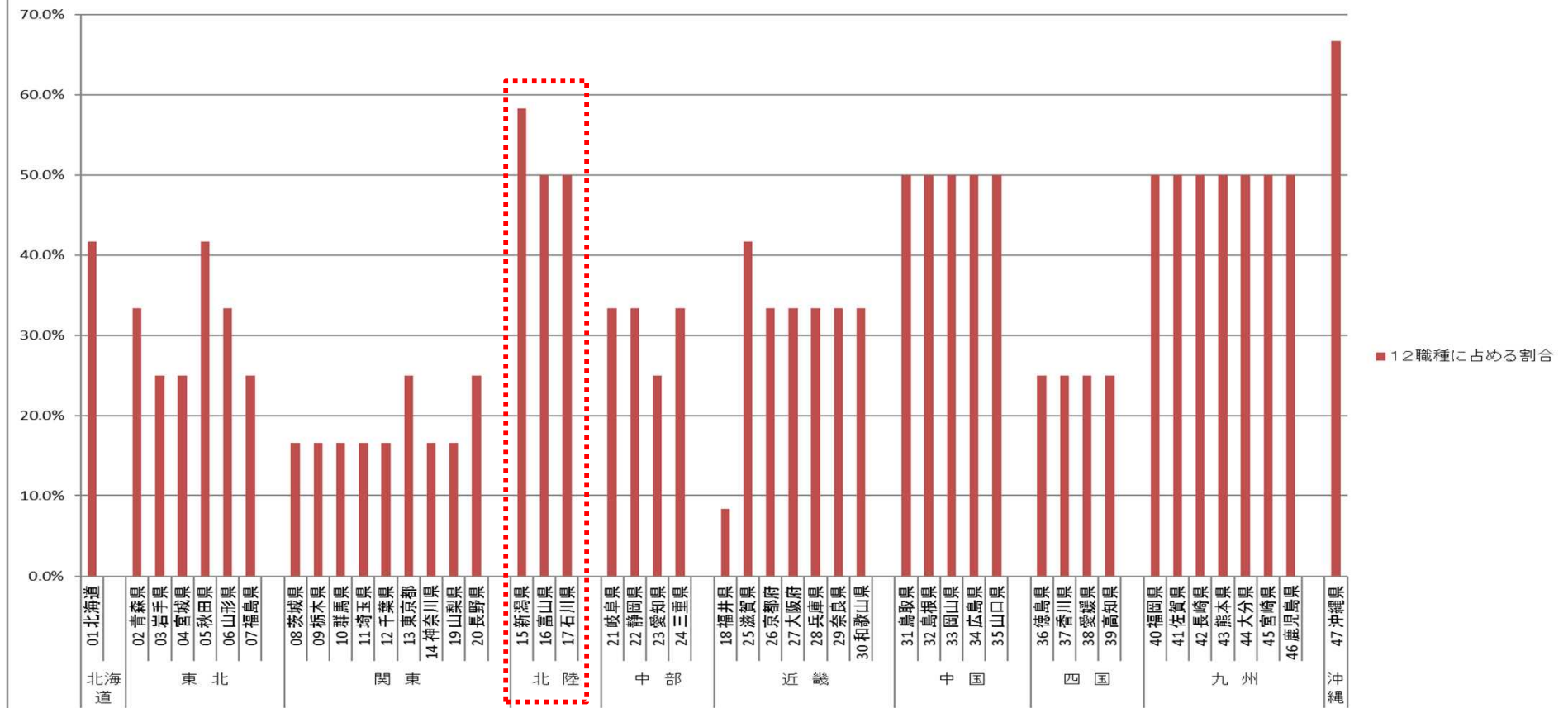
富山県 12職種 6職種(コロナ特別措置)・・・50%(全国3位) ※特殊作業員、普通作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、型枠工

石川県 12職種 6職種(コロナ特別措置)・・・50%(全国3位) ※特殊作業員、普通作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、型枠工

※主要12職種:特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、運転手(特殊)、運転手(一般)、型枠工、大工、左官、交通誘導警備員A、交通誘導警備員B

注)公共工事設計労務単価表(R3.2.19公表)から該当職種数をカウントしている。

主要12職種に占めるコロナ特別措置単価の割合





令和2年3月23日決定

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための**建設キャリアアップシステム**について、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障とコンプライアンス問題解決**のため、建退共におけるCCUS活用を**官民一体**となって推進

- 令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- 令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- 令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- 経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- 令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- 地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- 上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4~5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ** 9

■ 令和3年度に土木工事標準歩掛及び施工パッケージ関係歩掛を改定しました。 砂防工種において、以下のとおり2工種の改定を実施。

【砂防工の各工種歩掛】

工種名	改定年度	改定概要
土工	R2	小規模区分設定
土工（ICT）	R3	新規設定
コンクリート工	R2	適用する日当り打設量改定 化粧型枠廃止
コンクリート工（ケーブルクレーン打設）	H11	ケーブルクレーンの横行速度、巻上・巻下速度の改定
残存型枠工	H29	機械・労務歩掛かり見直し 手摺及び足場の設置撤去歩掛の設定
仮設備工	H1	全面改定
養生工（練炭）	-	改定実績無し
石材等採取工	-	改定実績無し（R2 施工合理化調査実施）
銘板工	-	改定実績無し（R2 施工合理化調査実施）
砂防土砂仮締切・ 砂防土砂土のう仮締切	-	改定実績無し
砂防コンクリート締切	-	改定実績無し
砂防ソイルセメント工	R3	施工幅員の区分設定 日施工量の見直し
鋼製砂防工	R2	適用する対象区分の見直し（パットレス型）

1. 土木工事標準歩掛【対象無し】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、令和3年度は砂防工種の改定は無し。

2. 施工パッケージ関係歩掛【2工種】

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。砂防工種について2工種の改定を実施。

改定工種

（1）新規制定（ICT工種）【1工種】

① 土工（砂防）（ICT）

（2）日当り施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【1工種】

② 砂防ソイルセメント工

★ 1. 新規に歩掛を制定した工種(1工種)施工パッケージ

「土工（砂防）（ICT）」を新規に制定

通常施工に比べ10%程度UP

【工法概要】

ICT施工対応型のバックホウを使用して、砂防（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）における土工（土砂等の掘削）を行う工法。

【改定概要】（新規設定）

○日当り標準作業量

[地山の掘削積込み作業]

砂防土工（通常施工）と比較すると、日当り標準作業量が向上

○使用機械

・バックホウ 標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き
排出ガス対策型（2011年規制）山積0.8m³ 吊能力2.9t



全体状況



掘削状況



運転席（モニター画面）

★ 2. 改定工種(1工種)施工パッケージ

「砂防ソイルセメント工」を改定

現行と比較し15%程度UP

【工法概要】

砂防（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸、袖部対策工）の基礎及び中詰において、現地発生土とセメントの混合材料の製作及び構造物を構築する一連の作業。

【改定概要】

○日当り標準作業量

[攪拌混合] における日施工量を見直し

○新規区分の設定

[敷均し・締固め] において施工幅員の区分（4.5m未満、4.5m以上）を新規に設定

⇒より実態を反映することで現行に比べて費用向上



粒径処理

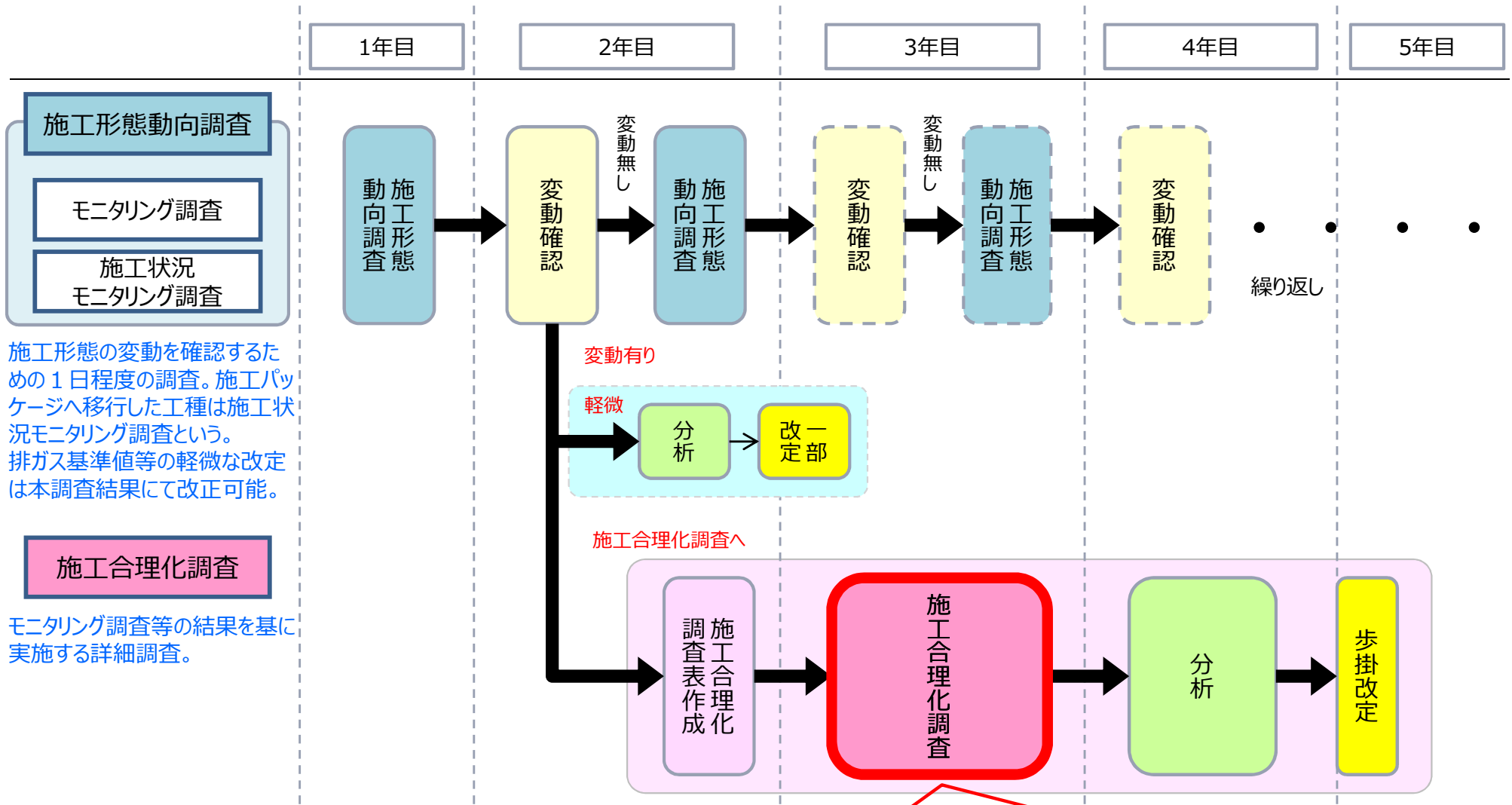


攪拌混合



敷均し・締固め

★ 土木工事標準歩掛改定までの流れ



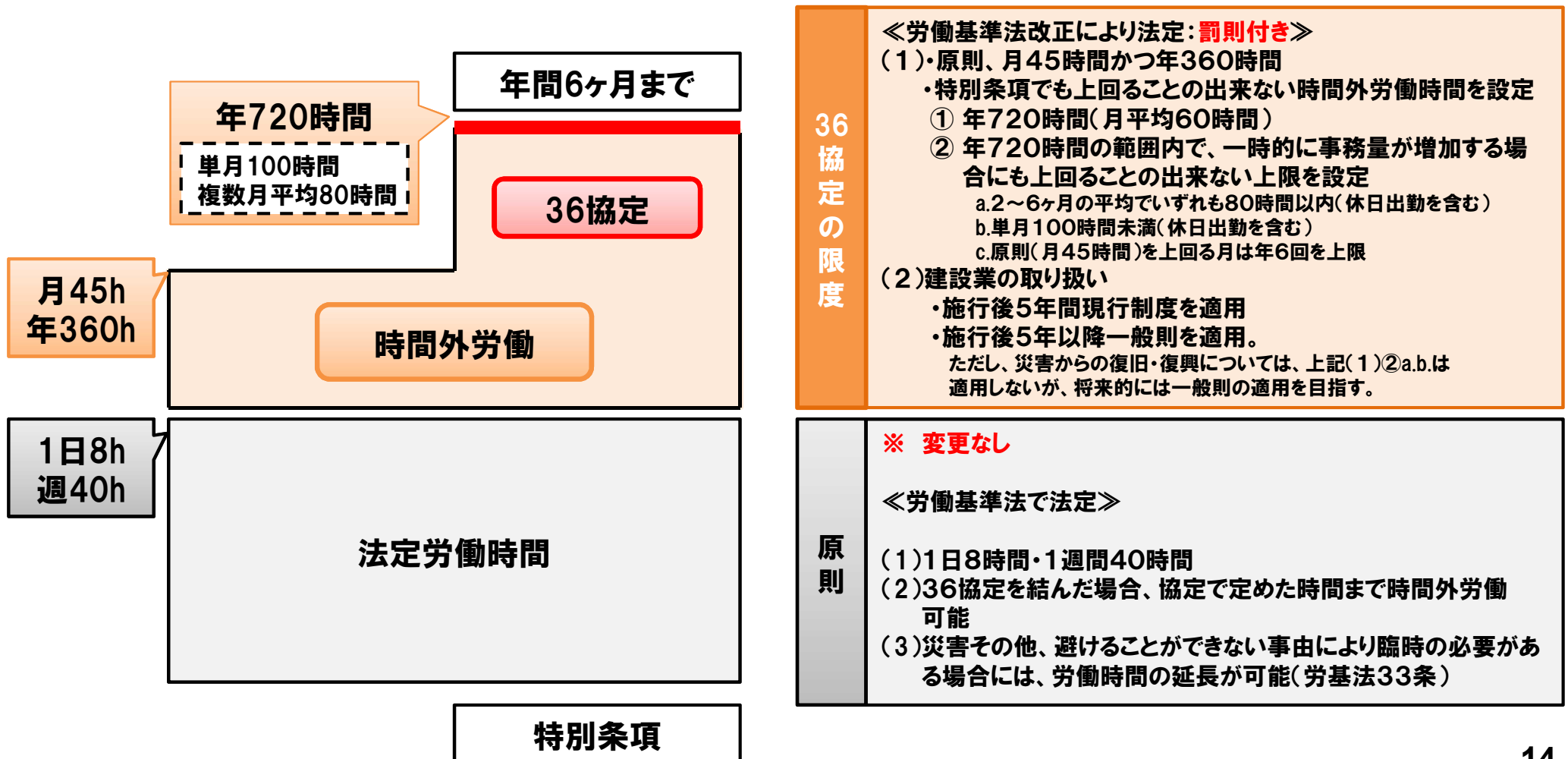
令和3年度は、以下工種について施工合理化調査を実施します。

- 1) 砂防土砂仮締切・砂防土砂土のう仮締切
- 2) 砂防コンクリート締切
- 3) 土工（砂防）（ICT）

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用



36協定の限度

＜労働基準法改正により法定:罰則付き＞

- (1)・原則、月45時間かつ年360時間
- ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間(月平均60時間)
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
 - a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b.単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2)建設業の取り扱い
- ・施行後5年間現行制度を適用
 - ・施行後5年以降一般則を適用。
- ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

原則

※ 変更なし

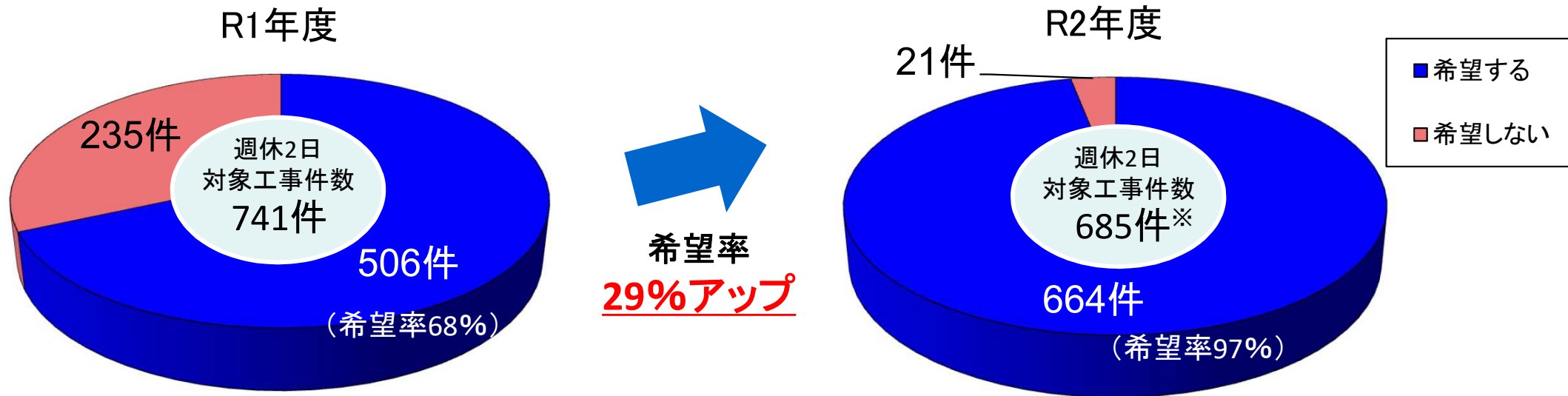
＜労働基準法で法定＞

- (1)1日8時間・1週間40時間
- (2)36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3)災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

建設現場における週休2日 取り組み状況(R1,R2年度)

- R1年度週休2日対象工事は741件。うち取り組み希望は506件(希望率68%)
- R2年度週休2日対象工事は734件。うち取り組み希望は664件(希望率90%)と前年度比22%アップし、着実に週休2日の取り組みを実施している。
- 令和2年度の取り組みには、**監督職員1人毎に発注者指定方式1件**の目標で取り組みを行ったところ、R1年度41件に対してR2年度には464件と**前年比約11倍**の件数を取り組んだ。

■週休2日モデル工事の取り組み状況(契約件数ベース)



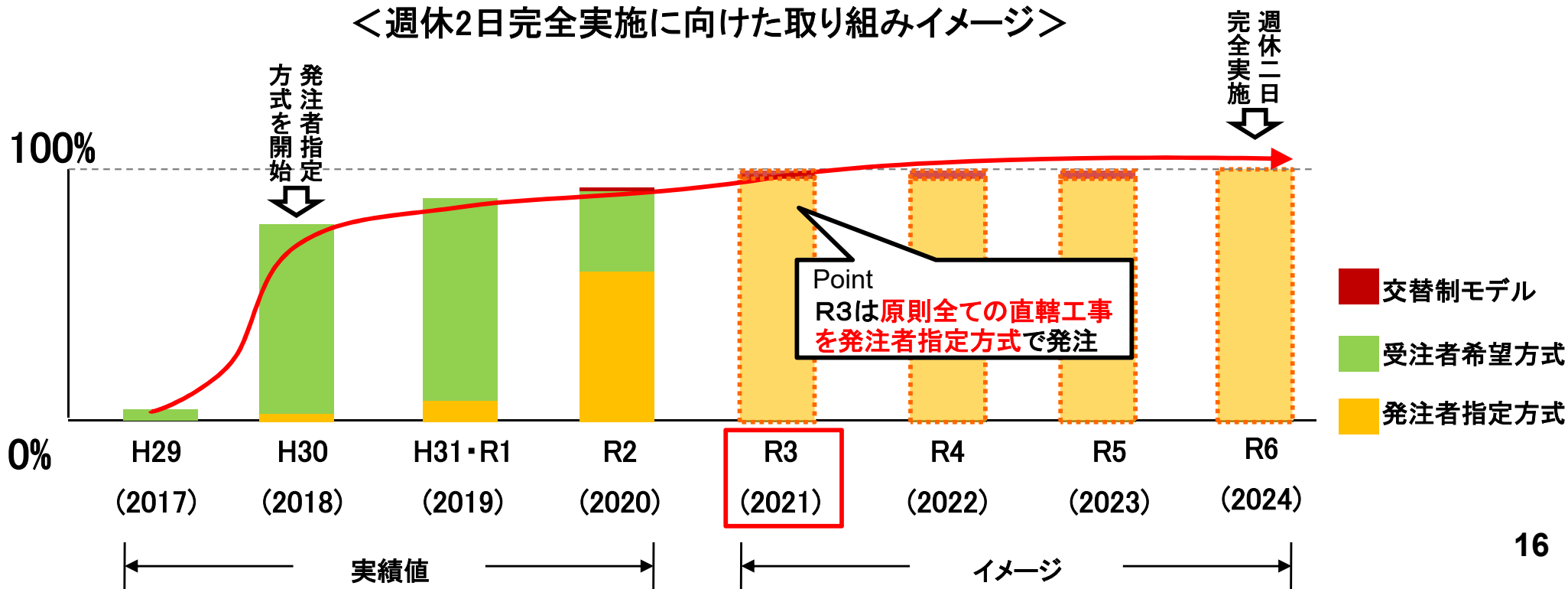
	R1年度		R2年度	
	対象件数	うち希望件数 (希望率)	対象件数	うち希望件数 (希望率)
受注者希望方式	700	465(66%)	221	200(90%)
発注者指定方式	41	41(100%)	464	464(100%)
合計	741	506	685	664
希望率	68%		97%	

発注者指定方式
前年比約11倍

- 週休2日対象工事は原則すべての直轄工事を発注者指定方式にて発注【拡大】
- 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続し、4週8休の補正を必要経費として当初から計上【継続】
- 週休2日をさらに推進するための環境整備として、交替制モデル工事における現場管理費の補正、市場単価方式の補正係数の設定を追加【新規】
- 通年拘束される維持工事や災害復旧工事などで交替制モデル工事を積極的に採用し、発注者指定方式と両輪で週休2日を推進【拡大】
- すべての工事で工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【継続】

■週休2日対象工事の拡大の方向性

＜週休2日完全実施に向けた取り組みイメージ＞



★ 週休2日工事及び交替制工事の間接工事費の補正(令和3年度)

休暇

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施。実態調査の結果を踏まえて、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続。
- R1年度から、交替制による休日確保を推進するモデル工事を試行。交替制により必要となる現場管理費について、補正係数を新たに設定。

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

週休2日交替制モデル工事の試行

- 交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、労務費の補正の他、新たに現場管理費の補正係数を設定

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	—	—	—



(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03



週休2日工事における市場単価方式の補正係数の設定(令和3年度)

休暇

○ 令和3年3月より市場単価方式による積算について、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を新たに設定。

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

試行

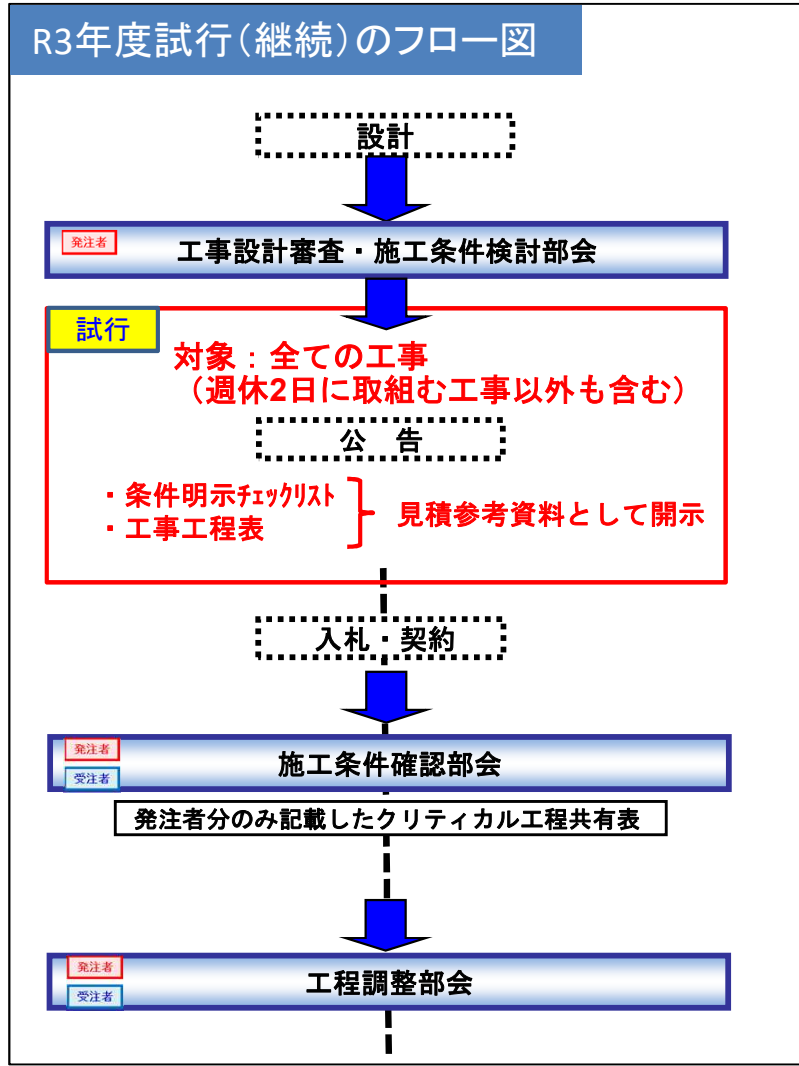
【R1】 週休2日に取り組む工事にて

- ・発注者指定 : 入札公告時
- ・受注者希望 : 開示を希望した場合に配布

⇒

【R2以降】 週休2日以外も含めた
すべての工事※で入札公告時に開示

※土木工事においては 維持工事や災害復旧 工事は除く
※営繕工事除く



①発注者が記載した条件明示チェックリスト (土木工事条件明示の手引き(案))

土木工事条件明示の手引き(案)

平成29年10月

北陸地方建設業推進協議会
工事施工対策部会

土木工事条件		発注者	受注者
1. 重要事項の明示	発注者が記載する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 工期設定	発注者が記載する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 安全対策	発注者が記載する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. その他	発注者が記載する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等の特記仕様書と併せて確認可能。

○その他にも、**用地関係、安全対策関係、工事支障物**等における施工条件の確認が可能。

②工期設定支援システムで作成した工事工程表#

#機械設備工事除く

○○工事 工期 2000/00/00~2000/00/00 (○○日)

No.	工種	【全体工程表】										
		4/1	4/21	5/11	5/31	6/20	7/10	7/30	8/19			
		0	20	40	60	80	100	120	140			
		8/13~8/15(3日):夏季休暇										
1	準備工	準備工 30日										
2	道路土工			道路土工 47日					道路土工 2日			
3	石・ブロック積(張)工			石・ブロック積(張)工 赤岩下流砂防ダム部 82日								
4	舗装工					舗装工 4日						
5	仮設工			仮設工 39日				仮設工 15日				
6	後片付け工							後片付け工 20日				

目的: 適切な工期設定や円滑な施工の推進

※「維持工事や緊急対応工事等の工期が予め決められているもの、標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるもの」は別途作成した工程表とする。

【インフラ分野のDX】

○社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現

▶ DXの概念

進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

「行動」のDX

どこでも可能な現場確認



「知識・経験」のDX

誰でもすぐに現場で活躍



「モノ」のDX

誰もが簡単に図面を理解



社会資本や公共サービス、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革

インフラへの国民理解の促進と安全・安心で豊かな生活を実現

国民

業界

職員

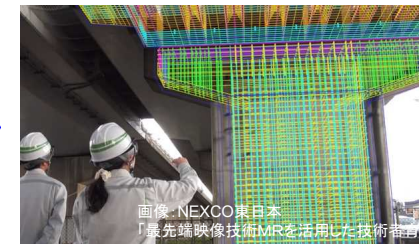
<4つの方向性>

- 行政手続きの迅速化や暮らしにおけるサービス向上の実現
- 危険・苦渋作業からの解放により、安全で快適な労働環境を実現
- インフラのデジタル化で検査や点検、管理の高度化を実現
- 在宅勤務や遠隔による災害支援など新たな働き方を実現

Before (Now)



After (Future)



<4つの柱>

- ✓ 行政手続きや暮らしにおけるサービスの変革
- ✓ ロボット・AI等活用で人を支援し、現場の安全性や効率性を向上
- ✓ デジタルデータを活用した仕事のプロセスや働き方の変革
- ✓ DXを支えるデータ活用環境の実現

工事着手時

事前協議により、作成する工事書類の明確化！

工事着手時に、電子納品等運用ガイドライン(土木工事編)に掲載されている事前協議チェックシートを活用し、以下の事項について、監督職員と受注者で事前協議して決定する。

工事施工中の情報交換・共有方法 (工事写真の提出方法、工事帳票の交換共有方法)

工事写真の場合は、カメラの種類、写真の提出媒体(ネガ、写真帳、フィルムなど)、工事帳票の場合は、紙あるいは情報共有システムのどちらかを事前協議する。

電子成果品とする対象書類(道路工事完成図書等作成要領の適用工事、地質調査の実施)

電子成果品については電子媒体への格納の要否、ファイル形式、格納場所等を事前協議する。

施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！

工事施工において必要となる協議について、添付する書類は必要最小減とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

受注者の発議による協議でも、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施にかかる協議に伴う書類の作成は発注者の責任で行うこととなっています。

情報共有システムの活用！

直轄工事については、通信環境が整わないなど情報共有システムが使用できない場合を除き、原則、全ての工事を対象に情報共有システムを活用して、作成する工事書類の削減など業務効率化を図る。

検査時

検査官は不要な書類の提出、提示は求めない！

受注者は、不要な書類は作成しないこと！

工事着手時に事前協議により決定した工事書類以外の書類は、工事成績の評価の対象とならない。

地方整備局工事成績評定実施要領(平成27年3月 一部改正)

(成績評定の方法) 抜粋

6 評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙-6「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

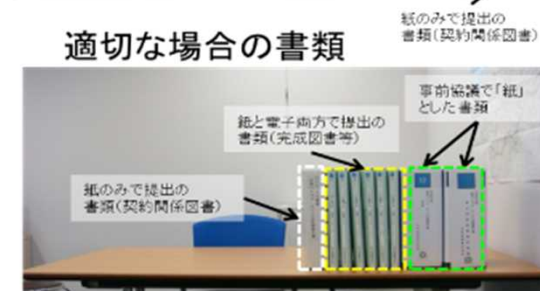
工事書類の二重提出(電子と紙)はしないこと、させないこと！

不適切な書類の事例



事前協議でほとんどの書類を「電子」としていたにもかかわらず、紙と電子の両方で工事書類を二重提出したケース

適切な場合の書類



事前協議の徹底
ルール徹底

作成書類の減

◎ 当初発注時の特記仕様書で、「協議」事項を減らし(協議⇒指示・承諾・提出・報告)受注者の協議に伴う資料作成等の負担軽減を図る取り組みを行っている。

平成29～30年度にモデル工事による試行を行い、工事完了時に発注者の監督職員、受注者の現場代理人等にアンケート調査を実施し、書類の簡素化についての検証を行った結果、受発注者双方の80%以上から継続した取り組みの実施を求められていた。

令和元年7月以降の入札契約手続きを開始する工事から、全工事に対象を拡大し、書類の簡素化が図られるよう取り組みを実施。

<従来(例)>

例1)

•〇〇は〇〇〇とすること。詳細については監督職員と**協議**すること。

例2)

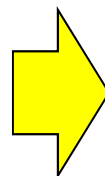
•〇〇について事前に監督職員と**協議**すること。

例3)

•〇〇の場合には、〇〇に確認のうえ監督職員と**協議**するものとする。

例4)

•〇〇の使用については、監督職員と**協議**のうえ、施工を行うものとする。



<令和元年7月以降(例)>

例1)

•〇〇は〇〇〇とする。「詳細については監督職員と協議すること。」を削除。

例2)

•〇〇について事前に監督職員から**指示**する。

例3)

•〇〇の場合には、〇〇に確認のうえ監督職員に**報告**し、指示を受けるものとする。

例4)

•〇〇の使用については、監督職員**の承諾**のうえ、施工を行うものとする。

- ① 令和3年度は「検査書類限定型工事」として制度化し、**検査書類を13項目から10項目とする。**
- ② **施工能力評価型Ⅱ型の工事を原則全て対象とし、施工能力評価型Ⅱ型を除く工事は受発注者協議のうえ実施できるものとし対象工事を拡大する。**

①検査対象書類の変更

13項目（R2モデル工事）

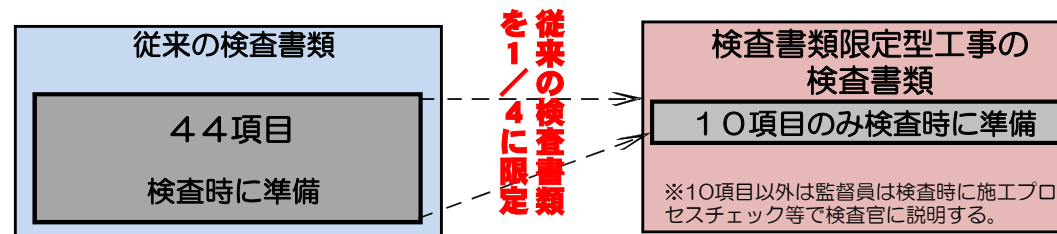
- ①施工計画書
- ②施工体制台帳
- ③**施工体系図**
- ④工事打合せ簿（協議）
- ⑤工事打合せ簿（提出）
- ⑥工事打合せ簿（承諾）
- ⑦**材料確認書**
- ⑧**段階確認書**
- ⑨出来形管理図表
- ⑩品質管理図表
- ⑪品質規格証明資料
- ⑫品質証明書
- ⑬工事写真 ※青字は削減する書類

10項目（R3）

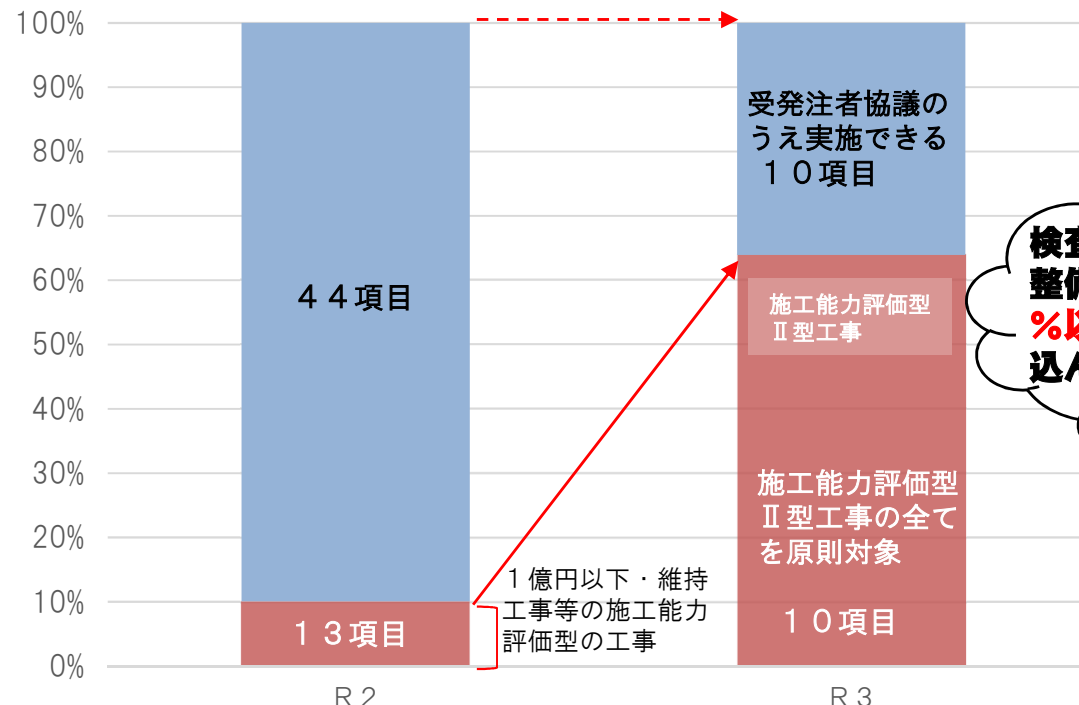
- ①施工計画書
- ②施工体制台帳
- ③工事打合せ簿（協議）
- ④工事打合せ簿（提出）
- ⑤工事打合せ簿（承諾）
- ⑥出来形管理図表
- ⑦品質管理図表
- ⑧品質規格証明資料
- ⑨品質証明書
- ⑩工事写真

②対象工事の拡大

＜検査書類の削減イメージ＞



＜対象工事の拡大イメージ＞



**検査書類について
整備局全体で50%以上の削減を見込んでいる。**

※R2は稼働工事件数、R3はR2稼働件数より施工能力評価型Ⅱ型の件数を集計

特例監理技術者の運用について(令和2年10月以降に適用)

希望

建設業法第26条のただし書きにより、**監理技術者補佐を専任で配置**することで、監理技術者は2件までの工事を兼務することが可能。 ※以下、建設業法第26条のただし書きを適用し兼務する監理技術者を「**特例監理技術者**」という

【目的】

計画的な事業進捗(技術者不足の解消及び不調・不落対策)

【改正建設業法施行前】

それぞれの工事で専任の監理技術者が必要

A工事

B工事



監理技術者A
(専任)

監理技術者B
(専任)



【改正建設業法施行後】

監理技術者補佐をそれぞれの工事で専任することで、2工事の兼務が可能(特例管理技術者)

A工事

B工事



監理技術者補佐A
(専任)



監理技術者補佐B
(専任)



特例監理技術者A
(兼務)

【特例監理技術者の兼務を認める要件(全て満たした場合)】

- 直轄工事の場合は、分任支出負担行為担当官工事
- 特例監理技術者が兼務可能な工事は同時に2件まで。
- 兼務する工事が、24時間体制で応急処理や巡回を含む維持工事同士ではないこと。
- 兼務する工事において、立ち会い等の職務を適切に遂行できる範囲内であること。
(一般土木C等級の競争参加資格(地域要件)に加え、各地域に隣接する市町村を含む範囲) ※

※機械設備工事は
北陸地方整備局管内

【監理技術者補佐の要件】 ※令和2年9月30日国土交通省告示第1057号

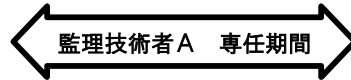
- ① 主任技術者の要件を満たす者のうち、一級土木施工管理技士等の第一次検定に合格した者
- ② 監理技術者の要件を満たす者

★ 特例監理技術者の運用で想定されるケース(兼務が不要なケース) 希望

【ケース 1】

〇〇〇〇工事

〇〇〇〇工事の履行期間



【前工事の工期が延長となった場合】
10/1以前：監理技術者が専任できないため、後工事は入札辞退。
10/1以降：ケース 3 に移行することで入札手続きの継続が可能。

◎◎◎◎工事

入札手続期間

● 契約締結日

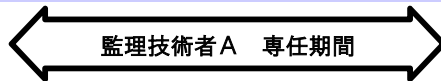
◎◎◎◎工事の履行期間

監理技術者 A 専任期間

【ケース 2：後工事が余裕工期付き】

〇〇〇〇工事

〇〇〇〇工事の履行期間



フレックス工期においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

◎◎◎◎工事

入札手続期間

● 契約締結日

〇〇〇〇工事の履行期間

監理技術者 A 専任期間

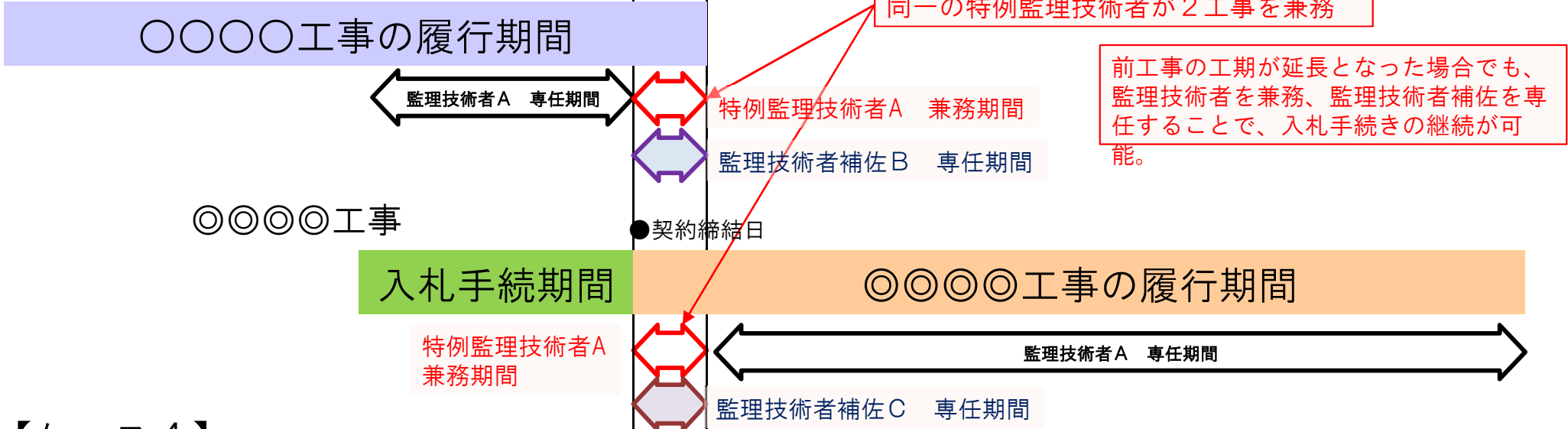
● 工事開始日

★特例監理技術者の運用で想定されるケース(兼務が必要なケース)

希望

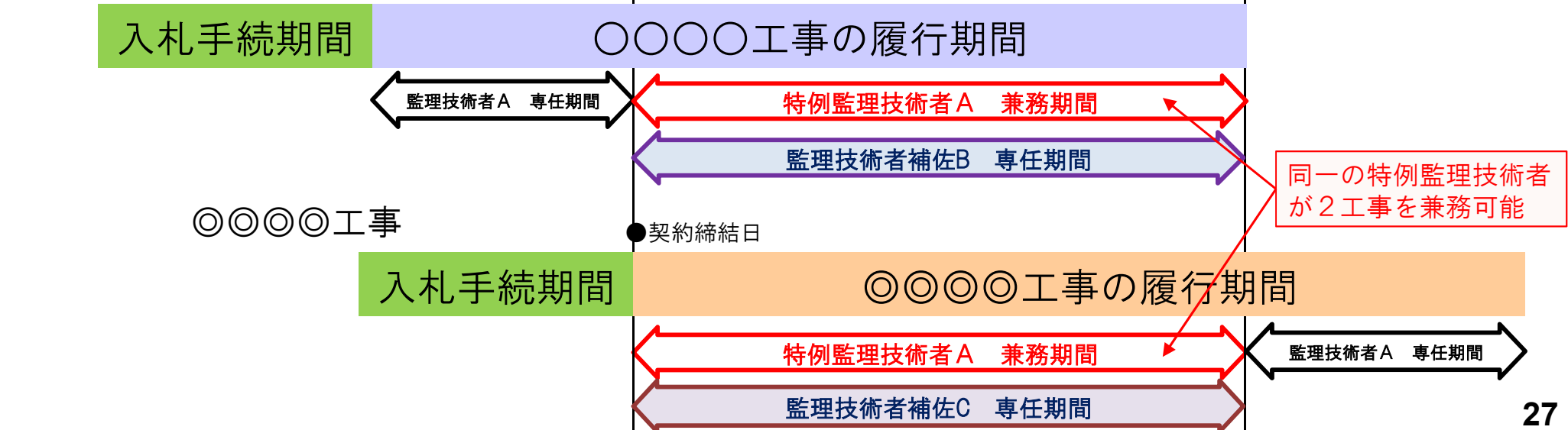
【ケース 3 : 後工事が通常工期設定】

〇〇〇〇工事



【ケース 4】

〇〇〇〇工事



【目的】

建設業の担い手の確保・育成のため、表彰により、若手技術者のモチベーションアップを期待するとともに、表彰を通じて、技術者の技術力の向上をサポートするため、北陸地方整備局所管の工事施工において、秀でた若手技術者を表彰しています。

【表彰者】

令和3年度は令和2年度に完成した工事の現場代理人、監理(主任)技術者から35歳以下の5名、業務関係の管理(主任)技術者等で40才以下の1名を選定。

令和3年11月18日に表彰式典を開催しました。

参考：工事関係の5名の年齢22～35歳、平均31.4歳
業務関係の1名は39歳



- 北陸・若手技術者賞の受賞は、1技術者、1回限り（また、過去も含め、優良工事（業務）技術者表彰を受賞されている方は対象外）
- 選定は、工事関係（現場代理人、監理（主任）技術者）10名程度、業務関係（管理（主任）技術者、主任担当者）5名程度を目安に、年齢、成績等を総合的に考慮して決定